

九州硬式少年野球協会
(フレッシュリーグ)
九州南部地区連盟規約

「フレッシュリーグ・九州硬式少年野球協会九州南部地区連盟」(以下「南部連盟」という)は会員意識を高め、加盟球団の充実と相互連携に努め、南部連盟組織の拡充をはかると共に社会的責任を自覚し、選手の健全育成をはかり、南部連盟規約の定めに従い、この規約を遵守しなければならない。

(目的)

第1条 スポーツを愛好する少年・少女に硬式野球を通じて、心身の錬磨と規約を重んずる明朗な社会人としての基礎を養成し、郷土を愛し、次代を担う少年・少女の健全な育成を目的とする。

(名称)

第2条 九州南部地区連盟(以下「南部連盟」という)は九州硬式少年野球協会に所属し、通称フレッシュリーグと称する。

(事務局)

第3条 南部連盟事務局は、鹿児島市に置き、その所在は理事会で決定する。

(組織)

第4条 南部連盟は加盟全球団により組織する。

第5条 南部連盟は小学部、中学部の2部制とする。

第6条 小学部及び中学部を有するチームについては、合わせて一球団とし、小学部あるいは中学部のみ組織するチームは、個々のチームを一球団とみなす。

第7条 球団には球団代表者を置き、チームごとに原則として監督、第1コーチ、第2コーチ(以下「指導者」という。)及びマネージャーを置かなければならない。

第8条 試合・練習において、指導者は選手と同一・同型のユニフォーム・帽子・スパイクを着用すること。

(事業)

第9条 南部連盟は、第1条の目的を達成するため、加盟球団の相互協力のもと緊密な連携を取りながら以下の事業を行う。

1)春季九州選手権大会(南部連盟主幹)・夏季九州選手権大会(北部連盟主幹)

(イ)大会は、九州硬式少年野球協会の大会規定をもって運営する。

(ロ)出場球団については、南部連盟が主催する九州選手権九州南部地区連盟予選大会での成績上位チームを複数選抜する。

2)南部連盟が主催する大会

(イ)大会運営は南部連盟が担当し、運営費についても負担する。

(ロ)北部連盟とのより一層の相互融和を図る目的で、大会への参加を要請すること

ができる。該当する大会は、全九州硬式少年野球鹿児島大会、クレインカップ争奪南部連盟春季大会である。

(ハ)大会は、南部連盟の大会規定をもって運営する。

3)全日本中学野球選手権大会ジャイアンツカップ

(イ)大会への参加球団数の増加に努めるべく、南部連盟は加盟球団の相互協力のもと努力することを旨とする。

(ロ)大会参加球団数が2球団の場合は、北部連盟と南部連盟からそれぞれ1チームが参加することを原則とする。なお、出場球団については、南部連盟が主催する選考対象となる大会での優勝チームを派遣する。原則として、夏季九州選手権九州南部地区連盟予選大会の優勝チームを派遣する。

4)ホークスカップ中学硬式野球大会

(イ)大会への参加球団数の増加に努めるべく、南部連盟は加盟球団の相互協力のもと努力することを旨とする。

(ロ)ホークスカップ中学硬式野球大会の大会要領に基づいて、出場チームの選考を行う。原則として、夏季九州選手権九州南部地区連盟予選大会の2位以下の上位チームならびに選考対象とする大会の成績を勘案して複数チームを派遣する。

5)硬式少年野球の普及・発展ならびに技術向上に関する指導・研究

6)南部連盟に関する資料、機関誌及び広報紙の発行

7)その他南部連盟の目的達成に必要な事業

(安全規定)

第10条 試合・練習において選手は必ずセーフティーカップを着けること。

第11条 試合・練習においてブルペンでの投球練習は、捕手は用具一式を着け、投手もヘルメットを着けて行うこと(野手のキャッチボールについてもヘルメット着用)。

第12条 試合・練習中のグラウンド(ボール)ボーイは必ずヘルメットを着用すること。

第13条 冬季期間(12月25日～1月31日)の対外試合を禁止する。ただし、南部連盟に対外試合許可申請を行い、九州硬式少年野球協会会長および南部連盟理事長が許可した場合については対外試合を認める。

第13条 大会試合において、小学部は偽投および変化球の使用を禁止する。また、中学部においては、9月1日～翌年3月31日までの期間、変化球の使用を禁止する。

(加盟及び脱退)

第14条 南部連盟に加盟しようとする球団は、南部連盟の指定する関係書類を提出し、理事会の承認を得なければならない。

第15条 脱退する時は、その理由を付して脱退届を提出しなければならない。

第16条 加盟していた球団が脱退後復活し、一定期間において再加盟する場合は新規球団と

みなす。

(役員)

- 第17条 南部連盟は、業務遂行のため下記の組織を構築し、役員を置く。
- 第18条 各球団の代表は南部連盟の理事(以下「理事」という。)となり、理事会を構成する。
- 第19条 南部連盟に名誉理事長、顧問、相談役を置くことができる。
- 第20条 役員任期は2年とし再任を妨げない。補選役員任期は前任者の残任期間とする。
- 第21条 理事長は、理事会に於いて選出する。理事長は連盟を代表し、会務を統括する。
- 第22条 総務担当および運営担当の専務理事ならびに各役員・監事は理事長が任命する
- 第23条 連盟に事務局長(理事)及び職員若干名を置き、連盟の諸般の事務に従事させる。事務局長および職員は理事長が任命する。

(会議及び機関)

- 第24条 南部連盟の通常の議決機関は理事会であり、理事の2/3以上の出席をもって成立する。
- 第25条 理事会は、原則として毎月1回開催することとし、理事長がこれを召集する。
- 第26条 理事会は総務担当専務理事が議事進行を努める。
- 第27条 南部連盟常任理事会は、理事長が重要かつ緊急と判断した場合にこれを召集する。
- 第28条 総会は年1回理事長が招集し、必要に応じて臨時総会を開催することができる。
- 第29条 協会の会議、南部連盟運営に係る旅費及び慶弔費等は、実情に応じて通常認められる範囲で全額南部連盟負担とする。
- 第30条 選手の移籍については、当該球団代表の相互承認後、文書で理事長宛てに速やかに提出しなければならない。
- 第31条 理事会及び総会は次の事項を審議し、出席者の2/3以上の同意をもって議決されるものとする。
- 1 予算及び決算に関すること。
 - 2 事業に関すること。
 - 3 規則の制定改廃に関すること。
 - 4 役員承認に関すること。
 - 5 賞罰に関すること。
 - 6 球団及び選手の登録に関すること。
 - 7 その他協会及び南部連盟の運営に関すること。

(会計)

- 第32条 南部連盟の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 第33条 南部連盟の運営は、加盟金、会費、協賛金及びその他をもって運営する。
- 第34条 加盟金及び会費等は次のとおりとする。
- 1 加盟金 一球団 30,000円
 - 2 会費(一ヶ月) 小学部 5,000円 中学部 5,000円

- 3 大会参加金(一大会) 小学部 5,000 円 中学部 5,000 円
- 4 入部料 選手1名 1,000 円
- 5 登録料 選手1名 年間 1,000 円
- 6 3ヶ月以上の休部とみなされる選手については、新規入部の選手とみなす。
- 7 休部届を受理後6ヶ月を経過しても復帰できないチームは新規チームとみなし、新規球団加盟の申請手続きを経ることとする。
- 8 その他必要に応じて協議の上、特別徴収することができる。

第35条 会費等の納期は次のとおりとする。

- 1 加盟金及び会費は加盟承認後一ヶ月以内。
- 2 大会参加金は、大会毎の選手登録までに納付すること。

第36条 納付した加盟金等は返還しない。

第37条 会計は事業年度終了に合わせて決算書を作成し、監査を受け総会で承認を得なければならない。

第38条 監査役(監事)は決算に対し、帳簿及び証拠書類等の厳正なる監査を行い、総会に於いて監査報告をしなければならない。

(賞 罰)

第39条 南部連盟の名誉及び発展に貢献し、その功績大なるチーム、指導者及び選手等を理事会の決議により、理事長が表彰することができる。

第40条 大会におけるチーム及び個人表彰については、理事会に於いて決定し、大会終了日に表彰する。

第41条 次に掲げる事項に該当するチーム、指導者及び選手等を理事会の決議により第42条の規律規定に基づき、注意、出場停止及び除名等の処分をすることができる。

- 1 南部連盟の趣旨を逸脱し、信用と品位を低下させる行為をなしたるとき。
- 2 南部連盟の統制及び秩序を乱し、健全な発展を妨げる行為をなしたるとき。
- 3 所定の納入金を事由なく納入しないとき。
- 4 その他規則及び決議事項を遵守しないとき。

第42条 規律規定 (罰則適用は南部連盟理事会において決定する)

- 1 嚴重注意 口頭及び文書通告
- 2 謹 慎 文書通告 特定日数の謹慎(公式試合への立ち入りおよび出場停止)
- 3 停 職 文書通告 特定期間の出場停止及び公的職務の停職
- 4 除 名 文書通告

(賠償責任)

第43条 南部連盟は、球団及び球団に所属するすべての者が、その目的を行うについて、故意、又は過失によって受けた人的ならびに物的損害に対し、これを賠償する責任を負わない。

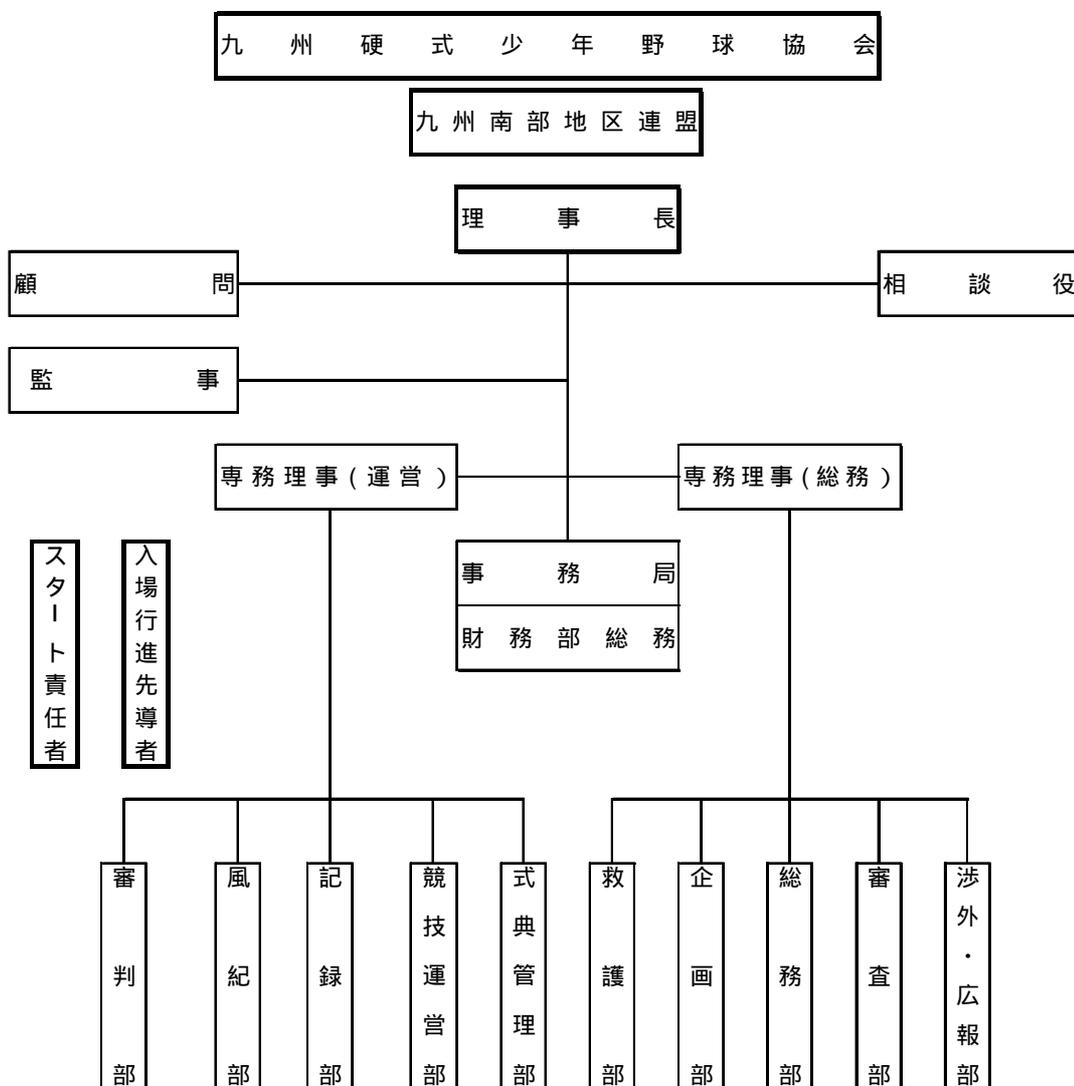
第44条 前条までに定めるもののほか、南部連盟の運営に関し必要な事項は南部連盟理事会

で別に定めることができる。

(附 則)

- 1 この規約は、平成20年(2008年)1月1日に制定し、即日施行する。

<九州南部地区連盟の組織図>



< 業務内容 >

理 事 長	連盟を代表し、会務を統括する。
専 務 理 事	専務理事は理事長を補佐し、理事長に事故あるときは理事長の職務を代行する。総務担当と運営担当の専務理事2名を配置する。
渉 外 ・ 広 報 部 長	情報発信等により南部連盟の活動を広く内外に伝達し、組織拡充に責任をもってあたる。また、広報に関し必要な情報の収集・整理も行う。
審 査 部 長	大会参加登録選手・父兄審判の保険加入の審査に責任をもってあたる。大会登録締切り後に保険加入審査を厳正に行う。
企 画 部 長	大会パンフレットならびに年2回支部発行の新聞の作成・配布に責任を持ってあたる。
総 務 部 長	理事会の議事録作成、大会開催案内文の作成に責任をもってあたる。議事録の作成、報告、保管、管理を行う。
救 護 部 長	大会において休日の当番病院の調査および事故発生時の手配等に責任をもってあたる。
式 典 管 理 部 長	大会および支部関連行事の司会進行に責任をもってあたる。
競 技 運 営 部 長	大会会場の確保および調整に責任をもってあたる。会場施設の年間使用計画の策定及び会場の施設状況を把握し、球場担当者に連絡する。
記 録 部 長	大会結果の集計および各報道機関への報告に責任をもってあたる。
風 紀 部 長	大会会場での美化、選手・指導者の礼儀服装の指導および安全指導等に責任をもってあたる。
審 判 部 長	大会試合の審判員の配置・試合進行に責任をもってあたるとともに、審判技術や審判員のモラル向上に努める。
監 事	連盟事務局から審査に付された決算書等の正確性を検証するとともに、予算執行又は事業運営が、適正に行われているかを審査する。